

豊浦町分別収集計画

令和元年6月

豊 浦 町

1. 計画策定の意義

内浦湾に臨み、比較的温暖な気候と自然環境に恵まれ、基幹産業である農業、養殖漁業を中心に発展を続けてきた豊浦町は、愛情と誇りと自信が持てる『住んでよいまちこそが、訪ねてよいまち』の原点に立って、この実現に向けてまちづくりを進めています。

しかし、環境関連施設、とりわけ廃棄物処理施設の確保に関しては、極めて困難な状況にあります。また、廃棄物処理問題は、ますます複雑かつ深刻化の一途をたどっており、適確な対策を講じなければ、将来、大きな環境破壊をもたらすことも予測され、生活環境と自然環境の保全を基本に広域処理を推進しなければならない状況にもあります。

そのためには、廃棄物の排出量を抑制し、再利用を推進するなどにより、その減量化を図るとともに、持続的な経済社会を形成していくため、大量消費、大量廃棄型の現在の社会を見直し、循環型の廃棄物処理を形成していく必要があります。社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要であります。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3R を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものであります。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3R を推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものであります。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした地域づくり。
- ② 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。
- ③ 生涯学習を考慮した環境教育の充実。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 2 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	227 t	223 t	218 t	213 t	209 t

【 内 訳 】

(単位：t/年)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
スチール缶	8	8	8	7	7
アルミ缶	15	14	14	14	14
無色びん	12	12	11	11	11
茶色びん	11	11	10	10	10
その他のびん	6	6	6	6	5
紙パック	1	1	1	1	1
段ボール	38	37	37	36	35
その他紙	32	32	31	30	30
ペット	17	16	16	16	15
その他プラ	85	84	82	80	79
白色トレイ	2	2	2	2	2

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては町民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら一体となって取り組む。

- ① 広報誌「広報とようら」を利用した継続性のある啓発。
- ② チラシの配布及びビデオ等による啓発。
- ③ 環境教育の充実。
 - ・学校における副読本等を活用した教育やごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用した啓発。
- ④ リサイクル情報の提供。
 - ・「リサイクルだより」の定期発行・配布など（自治会、団体、学校）
- ⑤ イベントの開催による啓発。
 - ・「消費生活展」等の催しに、パネル展示等で啓発。
- ⑥ 簡易包装の推進。
 - ・近隣市町村と共同で啓発運動を推進。
 - ・過剰包装自粛協力店に対する指定制度の検討。
- ⑦ マイバック持参運動の更なる推進。
 - ・マイバック普及のため普及推進月間を設ける。
 - ・レジ袋の使用抑制のための方策等を販売店に協力要請。
- ⑧ 再生品の販売及び利用促進。
 - ・販売店に対する再生品販売コーナー設置等の協力要請。
 - ・町民に対する再生品利用促進についての啓発。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	スチール缶 アルミ缶
主としてガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <ul style="list-style-type: none"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器 </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集する容器包装の種類	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
主としてスチール製の容器	8 t	8 t	8 t	7 t	7 t
主としてアルミ製の容器	15 t	14 t	14 t	14 t	14 t
無色のガラス製容器	12 t (t)	12 t (t)	11 t (t)	11 t (t)	11 t (t)
茶色のガラス製容器	11 t (t)	11 t (t)	10 t (t)	10 t (t)	10 t (t)
その他のガラス製容器	6 t (t)	6 t (t)	6 t (t)	6 t (t)	5 t (t)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
主として段ボール製の容器	38 t	37 t	37 t	36 t	35 t
主として紙製の容器であって上記以外のもの	32 t (t)	32 t (t)	31 t (t)	30 t (t)	30 t (t)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	17 t (t)	16 t (t)	16 t (t)	16 t (t)	15 t (t)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	85 t (t)	84 t (t)	82 t (t)	80 t (t)	79 t (t)
（うち白色トレイ）	2 t (t)	2 t (t)	2 t (t)	2 t (t)	2 t (t)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

*収集実績が無い物に関しては、人口規模別の調査事例を参考として廃棄物量を試算し、これに人口変動率を乗じて算出した

また、人口変動率は、豊浦町の平成27年から31年の4月末人口を算定基礎とし、次のとおり設定した。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	5年平均	人口変動率
人口	4,301	4,219	4,168	4,026	3,970		
対前年度比	-	-1.9%	-1.2%	-3.4%	-1.4%	-2.0%	-2.0%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制とは別に実施する。

なお、現在、自治会・子供会等による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階
金属	スチール製容器	スチール	○町による定期収集 ○住民団体による集団回収
	アルミ製容器	アルミ	
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	○町による定期収集
	茶色のガラス製容器		
	その他のガラス製容器		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	○住民団体による集団回収
	段ボール	段ボール	
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	○町による定期収集
	(白色発砲スチロール製食品トレイ)	白色トレイ	○店頭回収
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	○町による定期収集

1 1.分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶、ガラス、ペットボトルについては、西いぶりリサイクルプラザで、選別、圧縮・保管する。

紙パック、段ボール、その他紙製容器包装については、自治会・子ども会等による集団回収を啓発・推進する。

その他プラスチック製容器包装・白色トレイについては、収集にかかる経費を勘案した上で、実施を検討する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール製容器 アルミ製容器	スチール アルミ	プラスチック製コンテナ	4 t 平ボディ	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
	無色ガラス	びん類	プラスチック製コンテナ		
茶色ガラス その他ガラス					
紙類	紙パック	紙パック	プラスチック製コンテナ	普通貨物車	ストックヤード
	段ボール	段ボール	縛る	普通貨物車	ストックヤード
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	袋		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網袋	4 t 平ボディ	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
	その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ その他プラスチック	袋	普通貨物車	ストックヤード

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、次の取り組みを行う。

(1) 集団回収の推進

自治会、子ども会等における集団回収を推進するため、奨励助成金の交付、リサイクル協議会の開催等、情報交換と啓発に努める。

(2) 分別収集推進委員の設置

容器包装廃棄物の分別収集の効率化を図るため、自治会組織に推進委員の設置を依頼する。

(3) 減量化、リサイクル等についての審議の推進

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民・事業者・女性団体等からなる豊浦町廃棄物減量等推進審議会等で推進・協議する。

(4) 事業者によるリサイクル活動の促進

容器包装廃棄物の分別排出、自己搬入を指導するとともに、説明会の開催等を通して事業者によるリサイクルの促進を図る。